

2019年10月から 幼児教育の無償化が始まりました

新制度移行の

認定こども園（1号認定）・幼稚園（公立・私立）の利用者へ

利用料（保育料） → 基本的な利用者負担額は無償（不徴収）

- 満3歳～5歳児（小学校就学前）の子どもが対象。
- 上の利用料とは別に、法令に基づき、幼児教育の質の向上のために保護者の同意を得た上で徴収可能な費用、通園送迎費、給食費などは、これまでどおり保護者の負担。
※ただし、給食費のうち「副食費（おかず・おやつ等）」については、年収360万円未満相当世帯の子ども、全ての世帯の小学校3年生までの範囲内で第3子以降の子どもは無償化の対象。（上限：月額4,500円）

預かり保育利用料 → 月額1万1,300円まで無償（償還払い）

- 共働き世帯の子どもなど保育の必要な3歳児～5歳児（小学校就学前）の子どもが対象。
- 利用日数に応じて月額の上限額は変動。（450円×利用日数）
（算定例）

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

※満3歳になった日から最初の3月31日までの子どもは、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。（上限：月額1万6,300円）

※幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象。

〔 上限：月額1万1,300円または月額1万6,300円から預かり保育利用料の無償化対象額を差し引いた額 〕

■利用料（保育料）の無償化を受けるには、手続きが必要です。

入園の内定を受けた施設から「教育・保育給付認定申請書（1号認定申請用）」を受け取り、必要事項を記入の上、内定を受けた施設にご提出ください。

■「預かり保育利用料」の無償化の対象となるには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

⇒詳細は「施設等利用給付認定のしおり（新2号・新3号認定用）」をご参照ください。

■副食費の免除対象者へは、市から通知書を発行します。

■新制度への移行状況については、尼崎市ホームページ「市報ID検索」欄から

『1003151』を検索の上、「私立幼稚園の紹介」のページにてご確認ください。

問い合わせ先

尼崎市教育委員会事務局 学校教育部 幼稚園・高校企画推進担当

TEL：06-4950-5665/FAX：06-4950-5658